

## 資料 3

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付

事故防止分析官 梅沢（内線 54232）

事故防止調査官 浜西（内線 54238）

直通 03-5253-8823

平成 23 年 10 月 26 日

運輸安全委員会

### 遊漁船しぶさき 10 号沈没事故に係る勧告に基づく措置の状況について

運輸安全委員会は、平成 21 年 11 月 28 日に長野県諏訪市諏訪湖東岸沖で発生した遊漁船しぶさき 10 号沈没事故の調査において、平成 23 年 9 月 30 日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者である株式会社しぶさきに対して別紙 1 のとおり勧告を行ったところですが、今般、勧告に基づく措置の状況（実施計画書）について、別紙 2 のとおり同社から報告を受けましたのでお知らせします。

なお、同社から報告のあった勧告に基づく措置の状況は勧告に沿ったものとなっています。

## 別紙 1

運委参第308号

平成23年9月30日

株式会社しづさき

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

### 遊漁船しづさき10号沈没事故に係る勧告について

本事故は、貴社が、遊漁船しづさき10号の船底外板を開口して釣り穴を設ける改造を行い、日本小型船舶検査機構による改造に係る臨時検査を受検せず、その後も改造を隠して中間及び定期検査を受検し、釣り穴の筒の上端から浸水する危険性を認識しながら同船を運航していたため、釣り穴の筒の上端から浸水するとともに、船内への波の打ち込みによってビルジが増加し、浮力を失って沈没したことにより発生したものと考えられる。

これらの事態は、貴社の釣り客の輸送等を行う事業者としての安全に対する意識の低さから引き起こされたものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、釣り客の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記の措置をとることを勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

### 記

貴社は、全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図り、船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保し、また、釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全を確保する対策を講じること。

平成 23 年 10 月 21 日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

株式会社 しぶさき

代表取締役

運委参第 308 号 平成 23 年 9 月 30 日付

「遊漁船しぶさき 10 号沈没事故に係る勧告」に基づく

「講ずべき措置に関する実施計画書」

1. 全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図ること

◆ 実施内容

①安全重点施策を定め、全社を挙げて安全第一に取り組む

\* 安全重点施策

1) 事故防止のミーティング実施

- ・「船舶事故調査報告書」を社員に公開し認識の周知を図る
- ・毎朝スタートの際、お互いが「安全第一」の声を掛け合う  
(特に、天気予報(風・波・雨等)による、出船の可否)

2) 出船前の、船体・機関の状態チェック

- ・ビルジ
- ・乗船定員の確認

3) ヒヤリ・ハットの速やかな対応

- ・危険を感じた時は、速やかに関係者に報告し、対策をとる

②緊急時の訓練を実施する

\* 事例を踏まえ、想定される事故についての対処方法を学ぶ

① については、既に実施

② については、今後計画実施



## 2. 船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保すること

### ◆ 実施内容

#### ①保有船舶の一覧リスト見直し

- \* 船舶検査の時期が一覧で確認できるように

#### ②船舶台帳の作成

- \* 個々の船舶の検査、修繕・改造等の記録により管理

①および②については、11月30日までに実施

## 3. 釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全確保する対策を講じること

### ◆ 実施内容

#### ①救命胴衣着用の看板を掲示

- \* 看板作製と店内、栈橋入口に掲示
- \*

#### ②乗船前の着用呼びかけと乗船時の着用確認

- \* 船長および周囲のスタッフがチェック

①については、既に作成掲示済み

②については、既に日々実施

## 4. 完了報告期限

既に実施しているものも含め、平成23年11月30日までに

1.～3.の完了報告を行う。

完了報告にあたっては、実施状況が確認できるような資料及び写真を添付する。